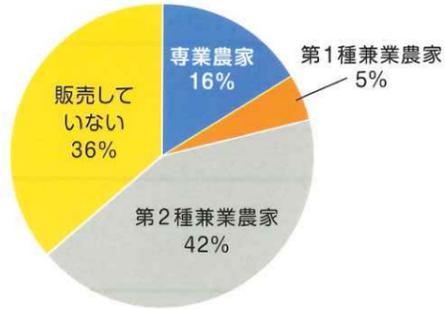


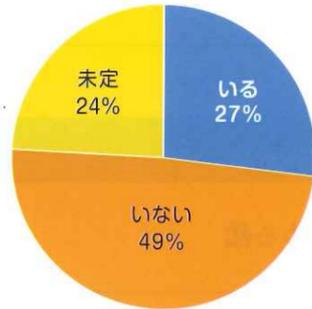
# 令和元年度農業経営意向調査の結果について

令和2年2月に市内で5アール以上の農地を耕作している方を対象に、アンケート調査により農地の維持管理や農業経営の意向確認を実施いたしました。  
アンケートにご協力いただきありがとうございました。  
アンケートの回答率は61パーセントで、調査結果の主なものは下記のとおりです。

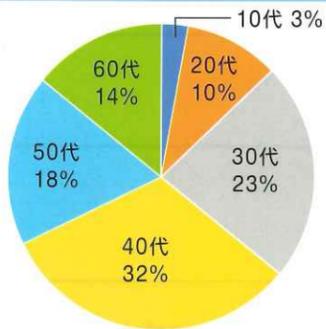
## あなたの世帯の農業形態は次のどれですか。



## あなたの世帯に農業後継者はいますか。



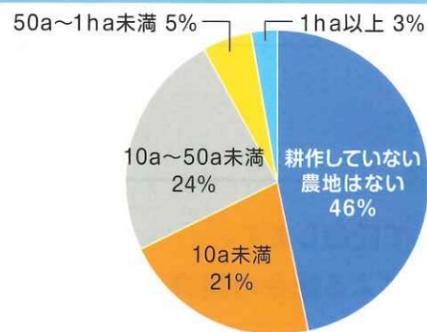
## 後継者の年代



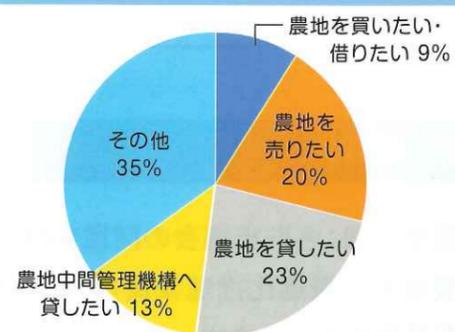
## 所有している農地面積(借地含む)の大きさ



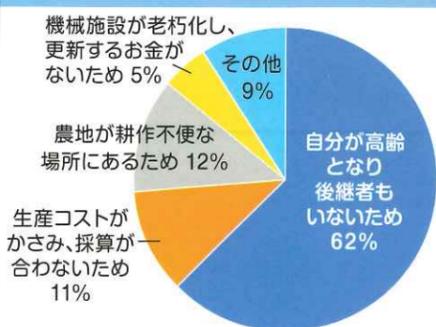
## 所有農地で耕作していない農地面積の大きさ



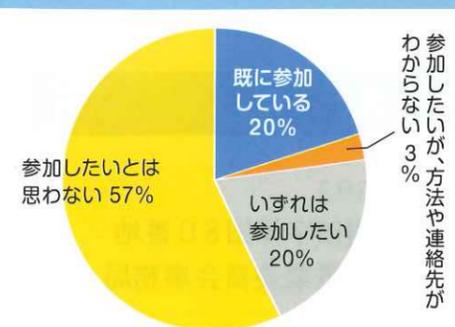
## 今後の農業経営について、農地をどのようにお考えですか



## どのような理由で農地を手放したか



## 「集落営農」(生産組織等)について



# 名取市農業委員会だより

## 第20号

令和2年10月1日発行 名取市農業委員会事務局  
名取市増田字柳田80番地 電話 724-7154

## 農業委員会の委員・農地利用最適化推進委員を募集します

皆様には、日頃より農業委員会活動について、ご理解ご支援をいただきありがとうございます。  
市と農業委員会は、「農業委員」と「農地利用最適化推進委員」の任期満了に伴い、次期の「農業委員」と「農地利用最適化推進委員」の公募(募集)を行いますのでお知らせいたします。

### 主な業務内容

#### ◎農業委員

- ・農地法による農地の権利移動、転用等の申請の許可、決定等の審査のため必要に応じて農地の現地確認や調査、農地所有者等との面談などを行い、農業委員会総会へ出席し審議を行う。
- ・農家からの相談対応、助言・指導業務。
- ・農地利用の最適化を推進するため農地利用最適化推進委員と連携した活動を行う。

#### ◎農地利用最適化推進委員

- ・担当地区における農地利用の最適化を推進するため、担い手へ農地集積・集約、遊休農地・耕作放棄地等の発生防止・解消、新規参入の促進等、主に現場活動を中心に行う。
- ・担当地区の農地の権利移動等に関しては、総会において意見を述べる事ができる。

### 募集人数

#### ◎農業委員 15人

対象区域 名取市内全域

#### ◎農地利用最適化推進委員 (農地利用最適化推進委員は、担当地区毎に募集をします。) 15人

名称	担当する区域	定数
増田・館腰地区	増田、杜せきのした、手倉田、箱塚、小山、田高、上余田、下余田、大手町、名取が丘、飯野坂、植松、本郷及び堀内	5人
関上・下増田地区	関上、小塚原、牛野、大曲、高柳、下増田、美田園及び杉ヶ袋	5人
愛島・高館地区	愛島北目、愛島笠島、愛島小豆島、愛島塩手、愛の杜、愛島郷、高館吉田、高館川上及び高館熊野堂	5人

## 推薦及び応募

### ◎農業委員、農地利用最適化推進委員共通(推薦・応募用紙は違います)

- ①個人からの推薦
- ②法人又は団体からの推薦
- ③一般からの募集(自薦)

※農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦・応募することはできますが、兼務することはできません。

## 推薦及び応募資格

### ◎農業委員

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化に関する事項、その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。

### ◎農地利用最適化推進委員

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者。

### ◎両者共通

- ①市内に住所を有すること。ただし、市内に農地を有する者又は市内において営農活動を行う者については、この限りではない。
- ②市の一般職の職員ではない者。  
※次のいずれかの事項に該当する方は、推薦・応募はできません。
- ③破産手続き開始の決定を受けて、復権を得ない者。
- ④禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、また、その執行を受けることがなくなるまでの者。

## 募集期間

### ◎令和2年10月6日(火)から11月4日(水)必着

・受付時間: 8時30分~17時15分(土曜日・日曜日・祝日を除く)

- 応募用紙等に必要事項を記入して名取市役所農業委員会事務局(市役所5階)に持参していただくか、郵送により提出してください。郵送の場合は、募集期間最終日必着でなければなりません。
- 応募用紙については、農業委員会事務局に備え付けてありますが、名取市のホームページからもダウンロードできます。
- 公募により提出いただいた書類は、返却いたしません。

## 任期

### ◎農業委員

令和3年6月10日から令和6年6月9日まで(3年間)

### ◎農地利用最適化推進委員

委嘱の日から令和6年6月9日まで

## 報酬(月額)

・条例で定める額

## 委員等の身分

・名取市の非常勤特別職

## 応募の状況の公表

・公募にあたり応募用紙に記入し、提出された内容のうち、住所及び連絡先以外の情報については、公募の期間中(中間)と期間終了後、名取市のホームページで公表いたします。

## 任命・委嘱

- ①農業委員: 名取市議会の同意を得て、市長が農業委員として任命します。
- ②農地利用最適化推進委員: 新たに任命される「農業委員」による総会の議決を得て、農業委員会が委嘱します。

## 問合せ先

〒981-1292

名取市増田字柳田80番地

名取市農業委員会事務局 TEL022-724-7154